

- (11) 第9号の規定による水質検査の結果を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (12) 入浴施設の構造並びに浴槽の換水及び浴槽水の消毒の実施状況その他の衛生管理に関する事項について、施設内において利用者の見やすい場所に掲示するとともに、利用者から説明を求められたときには、自主管理手引書、点検表等を用いながら説明することを目指すこと。
- (13) 浴槽内に入る前には身体を洗うことなど、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。
- (14) 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 集毛器は、毎日清掃すること。
- イ ろ過器は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出すること。
- ウ ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- エ 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入又は投入すること。
- オ 浴槽からあふれた湯水を回収するために設置する回収槽（以下「回収槽」という。）内の湯水は、入浴のために使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒すること。
- カ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる原因となる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しないこと。
- キ 打たせ湯又はシャワーは、原湯又は原水のみを使用すること。
- ク 循環配管により循環している湯水（以下「循環水」という。）の誤飲を防ぐための措置をとること。
- (15) 第1号から前号までに掲げる基準に基づく衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- 2 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号の構造設備の基準（入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。）は、次に各号に掲げるとおりとする。
- (1) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。
- (2) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (3) 屋外に浴槽を設置する場合であっては、当該浴槽内の浴槽水は、屋内の浴槽内の浴槽水に混じらない構造であること。
- (4) 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 原湯又は原水は、ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- イ ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管により接続している浴槽の容量以上のものであり、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。また、ろ過器の前に集毛器が備えられている構造であること。
- ウ 循環水は、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。
- エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器内に入る直前に設置される構造であること。
- オ 回収槽内の湯水は、入浴のために使用しない構造であること。
- カ 気泡発生装置等を設置する浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しない構造であること。
- キ 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を使用する構造であること。
- 3 公衆浴場法第3条第2項の措置の基準（入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。）は、第1項各号及び前項各号に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、第1項第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。
- (医療施設及び社会福祉施設等における基準)
- 第4条 医療施設及び社会福祉施設等のうち入浴施設を有するものの設置者（以下「設置者」という。）は、入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の基準は、前条第1項各号及び同条第2項各号に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、同条第1項第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。
- (報告の要求及び立入検査)
- 第5条 知事は、前条の規定の施行のために必要があると認めるときは、設置者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、医療施設若しくは社会福祉施設等に立ち入り、前条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (改善命令)